

令和 7 年度津島市国民健康保険事業の概要について

1 津島市国民健康保険事業について

- ① 国民健康保険税に関すること
- ② 国民健康保険給付に関すること
- ③ 国民健康保険被保険者の資格管理に関すること
- ④ 国民健康保険運営協議会に関すること
- ⑤ 国民健康保険税徴収員に関すること
- ⑥ 特定健康診査等の実施に関すること
- ⑦ 保健事業に関すること

2 令和 7 年度の主な取組

ア 保険税率等の改正 (① 国民健康保険税に関すること 関連)

【参考】 国民健康保険税率等の推移

年度		所得割	均等割(円)	平等割(円)	課税限度額(円)
令和 5	医療分	6.48/100	23,500	24,400	650,000
	後期高齢者支援金分	2.33/100	9,100	6,600	220,000
	介護分	1.88/100	8,200	9,400	170,000
令和 6	医療分	6.74/100	24,600	25,200	650,000
	後期高齢者支援金分	2.43/100	9,400	7,300	240,000
	介護分	1.97/100	8,500	9,300	170,000
令和 7	医療分	7.03/100	26,400	25,100	660,000
	後期高齢者支援金分	2.52/100	9,900	7,600	260,000
	介護分	2.05/100	9,100	8,900	170,000

※ 令和 8 年度からは、新たに子ども・子育て支援金制度が開始

イ 地方税お支払いサイト(eLTAX)による収納事業 (① 国民健康保険税に関すること 関連)

納付の利便性向上のため、令和 6 年 7 月から追加した地方税お支払いサイト(eLTAX)による納付を継続実施する。

ウ マイナ保険証の推進 (③ 国民健康保険被保険者の資格管理に関すること 関連)

令和 6 年 12 月 2 日以降健康保険証の発行廃止に伴うマイナ保険証の推進。保険証の有効期限後の令和 7 年 8 月 1 日以降は、マイナ保険証または資格確認書による受診へ移行する。

エ 特定健診の受診勧奨 (⑥ 特定健康診査等の実施に関すること 関連)

AI を活用したはがきによる受診勧奨、SMS (ショートメール) を活用した受診勧奨を実施する。(令和 2 年度からの継続事業)

また、医療機関毎の健診実施状況を分析した資料の提供のほか、医師から健診未受診の通院者へチラシを用いた受診を促す取組を実施する。(令和 4 年度からの継続事業)

オ 特定健診前世代健診の実施（⑥ 特定健康診査等の実施に関すること 関連）

津島市の国民健康保険に加入している 35 歳から 39 歳までの方を対象に、生活習慣病を早期発見することを目的とした健康診査を無料で実施する。（令和 3 年度からの継続事業）

カ 糖尿病性腎症重症化予防事業（⑦ 保健事業に関すること 関連）

糖尿病による重症化リスクの高い国民健康保険の被保険者に対して腎不全、人工透析への移行を予防することを目的として、津島市医師会及び海部医師会と連携し、糖尿病の重症度や医療機関の受診状況等に応じて、適切な情報提供、受診勧奨、保健指導を行う。（令和 2 年度からの継続事業）